

第三十四回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第一号

本国会召集日(昭和三十四年十二月二十九日)(火曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

- 委員長 濱地 文平君
理事飯塚 定輔君 理事額綱 彌三君
理事田中 榮一君 理事渡海元三郎君
理事吉田 重延君 理事阪上安太郎君
理事安井 吉典君 理事門司 亮君
相川 勝六君 加藤 精三君
金子 岩三君 龜山 孝一君
齋藤 邦吉君 鈴木 善幸君
高田 富與君 津島 文治君
富田 健治君 中島 茂喜君
三田村武夫君 森 清君
山崎 巖君 太田 一夫君
加賀田 進君 川村 継義君
佐野 憲治君 下平 正一君
中井徳次郎君 大矢 省三君

昭和三十五年二月十日(水曜日)各会派割当数変更後の本委員は、次の通りである。

- 委員長 濱地 文平君
理事飯塚 定輔君 理事額綱 彌三君
理事田中 榮一君 理事渡海元三郎君
理事吉田 重延君 理事阪上安太郎君
理事安井 吉典君 理事門司 亮君
相川 勝六君 加藤 精三君
金子 岩三君 龜山 孝一君
齋藤 邦吉君 鈴木 善幸君
高田 富與君 津島 文治君
富田 健治君 中島 茂喜君
三田村武夫君 森 清君
山崎 巖君 太田 一夫君
加賀田 進君 川村 継義君

昭和三十五年二月十二日(金曜日)委員会において次の通り小委員及び小委員長を選任した。

- 青少年輔導に関する小委員
飯塚 定輔君 加藤 精三君
龜山 孝一君 額綱 彌三君
田中 榮一君 渡海元三郎君
吉田 重延君 太田 一夫君
加賀田 進君 川村 継義君
阪上安太郎君 大矢 省三君
青少年輔導に関する小委員長
飯塚 定輔君

昭和三十五年二月十二日(金曜日)午前十時五十八分開議

- 出席委員
委員長 濱地 文平君
理事飯塚 定輔君 理事額綱 彌三君
理事田中 榮一君 理事渡海元三郎君
理事吉田 重延君 理事阪上安太郎君
理事加賀田 進君 理事門司 亮君
加藤 精三君 金子 岩三君
龜山 孝一君 高田 富與君
津島 文治君 富田 健治君
保岡 武久君 川村 継義君
佐野 憲治君 中井徳次郎君
安井 吉典君 大矢 省三君
出席國務大臣
國務 大臣 石原幹市郎君
出席府政務官
總理府事務官 藤井 貞夫君
自治庁行政局 藤井 貞夫君

二月四日
委員下平正一君辞任につき、その補欠として野口忠夫君が議長の指名で委員に選任された。

同月十二日
委員森清君辞任につき、その補欠として保岡武久君が議長の指名で委員に選任された。

同日
理事安井吉典君同日理事辞任につき、その補欠として加賀田進君が理事に当選した。

二月十一日
地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)
臨時地方特別交付金に関する法律案(内閣提出第三八号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
理事の互選
小委員会設置並びに小委員及び小委員長の選任に関する件
国政調査承認要求に関する件
地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)
臨時地方特別交付金に関する法律案(内閣提出第三八号)

○濱地委員長 これより会議を開きます。この際お諮りいたします。理事安井吉典君より理事を辞任したいとの申し出がありますので、これを許可することとし、これよりその補欠選任を行ないたいと存じますが、これは先例によりまして委員長において指名することといたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱地委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。それで加賀田進君を理事に指名いたします。

○濱地委員長 次に、国政調査承認要求に関する件につきましてお諮りいたします。先ほどの理事会の申し合わせに従いまして衆議院規則第九十四条の定めるところにより、本会期中において、本委員会の所管に属する事項につき国政調査を行ないたいと存じます。すなわち、地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資する対策を樹立するため、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法によりまして、地方自治、地方財政、警察及び消防に関する事項につき国政調査を行なうこととし、委員長から書面をもって議長の承認を求めたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱地委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○濱地委員長 次に、小委員会設置の件につきましてお諮りいたします。すなわち、先ほど決定いたしました国政調査承認要求に関する件が議長より承認を得ましたならば、警察に関する件の国政調査のうち、青少年輔導に関する問題の調査のため、小委員十二名よりなる青少年輔導に関する小委員会を設置することとし、その小委員及び小委員長の選任につきましては、先例によりまして委員長に御一任願いたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱地委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。小委員には

- 飯塚 定輔君 加藤 精三君
龜山 孝一君 額綱 彌三君
田中 榮一君 渡海元三郎君
吉田 重延君 太田 一夫君
加賀田 進君 川村 継義君
阪上安太郎君 大矢 省三君

を指名いたします。小委員長には飯塚定輔君を指名いたします。(拍手)

なお、本小委員会の小委員及び小委員長から辞任の申し出がありました場合には、そのつど委員会に諮ることなど、委員長においてこれを決することとし、また、その補欠選任につきましては委員長の指名に御一任を願っております。

第一類第二号 地方行政委員会議録第一号 昭和三十五年二月十二日

きたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱地委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○濱地委員長 次に、内閣提出にかかる地方税法の一部を改正する法律案、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案及び臨時地方特別交付金に関する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二号中「第七項」を「第六項」に改める。

第二十四条第一項第四号中「第六項」を「第七項」に改める。

第五十二条第三号中「第六項」を「第七項」に改める。

第五十三条第七号中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 法人税法第二十六条の四の規定によつて法人税額の還付を受けた法人で前項の規定の適用のないものその他政令で定める還付を受けた法人が納付すべき法人税額の課税標準となる法人税額の計算については、前項の規定に準じて政令で定める。

第五十六条第二号中「第六項」を「第七項」に改める。

第六十四条中「第六項」を「第七項」

に、「第七項」を「第六項」に改める。第七十二条の十七に次の二項を加える。

4 前項の規定の適用がない場合においても、個人の前年以前三年間における事業の所得の計算上生じた被災たな御資産の損失の金額で前年以前において控除されなかつた部分の金額は、当該損失の生じた年に所得税法第二十六条の二第二項の規定による損失申告書又は同法第二十六条の規定による確定申告書提出し、かつ、その後の年分の申告につき連続して損失申告書又は確定申告書提出している場合に限り、当該個人の事業の所得から控除するものとする。

5 前項の「被災たな御資産の損失の金額」とは、震災、風水害、火災その他政令で定める災害による商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他政令で定める資産の損失の金額（保険金、損害賠償金等によりうめられた金額を除く。）をいう。

第二百九十二条第八号中「不具者」を「障害者」に、「めくら」を「失明者」に改め、同条第十一号中「第七項」を「第六項」に改める。

第二百九十四条第一項第四号中「第六項」を「第七項」に改める。

第二百九十五条第一項第三号及び第二号中「不具者」を「障害者」に改める。

第三百十二条第四号中「第六項」を「第七項」に改める。

第三百十三号第三号の表中「五万円」を「十万円」に改め、同条第五号の表中「三万円」を「五万円」に、「八万円」を「十万円」に改める。

第三百二十一条の八中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 法人税法第二十六条の四の規定によつて法人税額の還付を受けた法人で前項の規定の適用のないものその他政令で定める還付を受けた法人が納付すべき法人税額の課税標準となる法人税額の計算については、前項の規定に準じて政令で定める。

第三百二十一条の十二第二号中「第六項」を「第七項」に改める。

第三百二十七条第一号中「第六項」を「第七項」に、「第七項」を「第六項」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の地方税法第七十二条の十七、第二百九十二条第八号、第二百九十五条及び第三百十三号の規定は、昭和三十一年度分の地方税から適用し、改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。

理由
昭和三十四年における所得税の税率の引下げに対応して個人の市町村民税所得割の率を引き下げ、所得税法の改正に伴い個人の事業税について被災たな御資産の損失の繰越しに関する規定を設けるとともに、法人税法の改正等に伴い規定の

整備を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十号の二第五項及び第十号の三第二号中「一億円」を「二億八千万円」に改める。

附則
1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四ノ二 奄美群島復興信用基金が奄美群島復興特別措置法第十号の二第九項第四号ノ規定ニ依リ為ス事業資金ノ貸付ノ為ニスル土地、建物又ハ船舶ノ抵当権ノ取得ノ登記

理由
奄美群島復興信用基金の融資業務に要する資金としての国の出資額を増額するとともに、奄美群島復興信用基金の資本金の額を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

臨時地方特別交付金に関する法律案

臨時地方特別交付金に関する法律

1 所得税法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第七十九号）及び地方税法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第 号）の施行による道府県民税及び市町村民税の減税に伴う地方公共団体の財政状況にかんがみ、その財政の健全化に資するため、当分の間、毎年度、地方公共団体に対し臨時地方特別交付金を交付する。

2 所得税、法人税及び酒税の取入れのそれぞれ百分の〇・三をもつて臨時地方特別交付金とする。

3 毎年度分として交付すべき臨時地方特別交付金の総額は、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の〇・三に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における臨時地方特別交付金で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額をこえて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

4 臨時地方特別交付金の交付については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二十一号）に規定する特別交付税の交付の例による。

附則
1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行し、昭和三十五年度分の臨時地方特別交付金から適用する。

2 自治庁設置法（昭和二十七年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号中「地方交付税」の下に「臨時地方特別交付金を含む。以下同じ。」を加える。

理由

道府県民税及び市町村民税の減税に伴う地方公共団体の財政状況にかんがみ、その財政の健全化に資するため、当分の間、毎年度、地方公共団体に対し臨時地方特別交付金を交付することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○濱地委員長 政府より順次提案理由の説明を求めます。石原国務大臣。

○石原国務大臣 たい、ま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案についてその提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、国民負担の軽減をはかるために、昨年行なわれまして所得税の減税に対応して、昭和三十五年を以て住民税の減税を行なうことを主眼とし、その他、所得税法及び法人税法の改正に伴い必要な規定の整備を行なうとするものであります。以下その内容の概略について御説明申し上げます。

第一は、所得税の減税に伴う住民税の減税についてであります。所得税におきましては、昭和三十四年度から扶養控除の引き上げ及び最低税率の適用範囲の最高限度額の引き上げによる減税が行なわれたのであります。住民税所得割についてもこれに照応して昭和三十五年度から減税を行なうこととし、これがため道府県民税の所得割の課税総額算定の基礎となる標準率及

び市町村民税の所得割のうち所得税額を課税標準とするものの標準税率は、これを据え置くこととし、二、課税総所得金額を課税標準とするもの（第二課税方式）の標準税率については、二%の税率適用範囲の最高限度額について現行五万円を十万円に引き上げ、三、課税所得金額から所得税額を控除した額を課税標準とするもの（第三課税方式）の標準税率については、税率適用範囲の最高限度額について従来三万円まで二%であったものを五万円まで引き上げ、また、従来八万円まで三%であったものを十万円に引き上げることとしたのであります。

以上のほか、第二課税方式及び第三課税方式のただし書きを採用する市町村については、条例によって扶養親族の数に依る税額控除額を引き上げるように指導する所存であります。この結果、昭和三十五年において約百二十二億円、平年度において百三十八億円の減税となる見込みであります。なお、この減税に伴う地方団体の財政状況にかんがみ、その財政の健全化に資するため、別途御審議をいただきます臨時地方特別交付金に関する法律によって、所要の措置を講ずる所存であります。

第二は、被災たなおし資産の損失の繰り越し控除の制度についてであります。青色申告書を提出している個人の事業税におきましては、従来とも三年間に限り損失を繰り越して控除することが認められて参ったのであります。が、昨年所得税法の一部が改正され、いわゆる白色申告書を提出している個人につきましても、震災、風水害、火災その他の災害による商品、原材料等

のたなおし資産の損失の金額については、三年間に限りこれを繰り越して控除することが認められましたので、事業税につきましても同様の措置をとることとしたのであります。

第三は、法人税法上の還付を受けた法人が納付すべき道府県民税及び市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額の計算についてであります。青色申告書を提出している法人が、法人税法の規定により欠損の繰り戻しによる法人税額の還付を受けた場合には、その法人が納付すべき道府県民税及び市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額から、当該還付を受けた法人税額を繰り越し控除することによりまして、法人税とこれを課税標準とする道府県民税及び市町村民税の法人税割との間の調整をはかって参ったのであります。が、昨年の法人税法の改正に伴い、右の方法に調整を加える必要が生じたので、政令で調整をはかることができるよう規定の整備をはかっております。

以上のほか、「不具者」を「障害者」に、「めくら」を「失明者」に改める等所得税法及び法人税法の改正に伴い若干の規定の整備をはかることとしたしました。

以上が今回提出いたしました地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。次は、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。奄美群島の復興事業は、奄美群島復

興計画に基づき、逐次推進を見つつあるのであります。が、群島経済がはなはだ脆弱であるため産業資金の融通は円滑を欠き、これが復興の大きな隘路となっておりまして、かねてからこれに対する対策の樹立が痛感されておったのであります。これがため、さきに奄美群島復興信用保証協会を奄美群島復興信用基金に改組し、従来の保証業務のほか、群島内の中小規模の事業者に対して小口の事業資金の貸付をもあわせて行なうこととし、昭和三十四年度に一億円の政府出資を見たのであります。しかしながら、その運営の実態を見ますと、この資金量もまことに

では、到底熾烈な資金需要に應ずることができない状況であります。昭和三十五年度においてさらに政府出資を八千万円追加し、融資業務に充て、産業振興の促進をはかるとともに、あわせてこの際、基金の債権保全のための抵当権設定に関する免稅規定を整備しようとするものであります。

以上この法律案の提案理由並びにその内容の概要について御説明いたしましたのであります。が、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。次は、臨時地方特別交付金に関する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

昨年行なわれまして所得税の減税に対応し、明年度以降道府県民税及び市町村民税についても減税を行なうため、別途地方税法の一部を改正する法律案を提案いたしておりますのであります。が、この減税の実施によりまして、地方税収入に百二十二億円程度の減収が生ずるものと見込まれております。明

年度におきましては、経済界の好況の持続の見通しのもとに、本年度の当初地方財政計画に比し、地方税及び地方交付税にかなりの増収が見込まれるのであります。が、他方給与改訂をはじめとする給与関係経費、治山治水事業の実施に伴う地方負担等義務的支出に要する増加経費も多額に上るのであり、その他地方財政はなお幾多の不健全な要素をかかえておるのであります。現に地方制度調査会または税制調査会において、地方財源の問題についても種々検討が加えられておるのであります。このような地方公共団体の財政の状況にかんがみ、その健全化を促進するために、減税によって生ずる地方財源の減少に対して、政府は、国税三税の百分の〇・三相当額を臨時地方特別交付金として、当分の間、地方団体に交付することとしたのであります。

次に、この法律案の内容の要旨について御説明いたします。

第一は、臨時地方特別交付金の総額に関する事項であります。臨時地方特別交付金の総額は、所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の〇・三といたしてあります。臨時地方特別交付金は、減税によって生ずる地方財源の減少に対し、地方財源を増額することによって、これを総体として補てんし、地方財政の健全化に資することを目的とするものであります。から、その総額は、地方交付税制度に準じ、国税三税の一定割合とすることとしたのであります。従ってまた、国税三税に自然増減があったことにより、予算計上額との間に増減差額が生じた場合においては、翌年度以降の臨時地方特別

交付金に加算し、またはこれから減額するものとしてあります。なお、明年度の臨時地方特別交付金の総額は、二十九億八千四百万円と見込んでおります。

第二は、臨時地方特別交付金の交付に関する事項であります。すでに御説明いたしましたような臨時地方特別交付金の創設の趣旨にかんがみ、交付についても、地方交付税制度にならうことを適当と考え、その特別交付税の交付の例によることといたしております。なお、各地方団体に対する交付額につきましては、減税の実施に伴う影響その他地方団体の財政状況を総合的に勘案して算定することとしたいと考えております。

以上が臨時地方特別交付金に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議のうえ、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○濱地委員長 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十三分散会